

特別養護老人ホーム清翠園短期入所生活介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人べつかい柏の実会が運営する特別養護老人ホーム清翠園短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が実施する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員（以下「職員」という。）が要支援状態又は要介護状態にある利用者に対し、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を送ることができるよう、適切な短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービス（以下「サービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 利用者の意思及び人格を尊重し、日常生活上の支援、機能訓練等を行うことにより心身機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 上記のほか、「北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第95号）」及び「北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第96号）」及びその他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名 称 社会福祉法人べつかい柏の実会

特別養護老人ホーム清翠園短期入所生活介護事業所

所在地 北海道野付郡別海町別海西本町52番地の2（特別養護老人ホーム清翠園内）

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 施設長（管理者） 1名（併設介護老人福祉施設と兼務）

職員の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに職員に法令及びこの規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 常勤換算1名以上（併設介護老人福祉施設と兼務）

利用者又はその家族の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(3) 介護職員 常勤換算40名以上（併設介護老人福祉施設と兼務）

利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況等に応じ適切な介護を行う。

(4) 看護職員 常勤換算3名以上（併設介護老人福祉施設と兼務）

常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて医師の指示の下、健康保持のための適切な措置を行う。

(5) 機能訓練指導員 常勤換算1名以上（併設介護老人福祉施設と兼務）

利用者の心身の状況に応じて、日常生活を営むために必要な機能を回復させ、又はその減退を防止するための機能訓練を行う。

(6) 介護支援専門員 常勤換算 1 名以上 (併設介護老人福祉施設と兼務)

利用者及びその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき施設サービス計画を作成、評価を行うとともに必要に応じて家族、関係機関との連絡調整をする。

(7) 管理栄養士 1 名 (併設介護老人福祉施設と兼務)

栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮して食事の提供を行うとともに利用者に栄養指導を実施する。

(8) 医師 (嘱託医師) 1 名以上 (非常勤専従)

利用者の健康管理及び保健衛生指導等を行う。

(定員)

第 5 条 事業所の定員は次のとおりとする。

(1) ユニットの数 1

(2) 1 ユニットの定員 10 名

(3) 専用居室 (併設型) 10 室

(4) 本体施設において利用されていない居室利用 (空床利用型)

(サービスの内容)

第 6 条 サービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 介護サービス

(2) 食事サービス

(3) 入浴サービス

(4) 機能訓練 (日常生活動作訓練)

(5) レクリエーション

(6) 健康管理

(7) 生活相談その他利用者に対する便宜の提供

(利用料及びその他の費用の額)

第 7 条 サービスを提供した場合、利用者から受ける利用料の額は、介護保険法その他諸法令により算定した額とする。

2 前項のほか、別表 1 に掲げる費用を徴収する。

3 本条の費用の支払いを受けるとき、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明を行ったうえで、支払いの同意を受ける。

4 本条の費用の支払いを受けたとき、施設長 (管理者) は、利用料とその他の費用 (個別の費用ごとに区分) について記載した領収書を交付する。

(サービス提供の際の留意事項)

第 8 条 サービス提供の際の留意事項は、次のとおりとする。

(1) サービス提供前において、健康状態及び日常生活上の注意点を確認すること

(2) 外出の際、あらかじめ職員への申し出を確認すること

(3) 家族等の面会時間は午前 9 時から午後 8 時までとし、玄関受付の面会記録簿への記載を確認すること

(緊急時における対応)

第9条 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに家族へ連絡する等の措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第10条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、利用者の居宅サービス事業者及び関係機関に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

2 発生した事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録する。

3 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(身体拘束及び行動の制限)

第11条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対して隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限しない。

(高齢者虐待防止のための措置)

第12条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(非常災害対策)

第13条 非常災害に備えて、消防、風水害及び地震等に対する計画を作成し、防火管理者又は火気、消防等についての責任者を定め、年2回（その内1回は夜間想定訓練を実施する）定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

2 非常災害時の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設等との連携及び協力を行う体制を構築する。

(苦情解決)

第14条 サービス提供に係る利用者及びその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため相談窓口を設置し、苦情の内容に配慮して必要な措置を講じる。

(個人情報の保護)

第15条 個人情報の利用に関して重要性を認識し、その適正な保護のために自主的なルール及び体制を確立し、個人情報の保護に関する法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守する。

(その他運営に関する事項)

第16条 職員の資質向上のため、利用者の人権の擁護、虐待の防止、認知症ケア等の研修の機会を確保し、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう勤務体制を整備する。

2 この規程に定めるもののほか、運営に関する事項は社会福祉法人べつかい柏の実会理事長と施設長（管理者）との協議に基づいて定める。

この規程は平成27年11月1日から施行する。

附 則

この規程は平成28年7月1日から施行する。

附 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

この規程は公布の日から施行し、令和6年8月1日から適用する。

別表1（第7条関係）

区分	介護保険の基準外サービスに係る費用の種類及び金額	実費に相当する費用の種類及び金額
利用料	① 食費 1,445円/日 （朝食435円、昼食505円、夕食505円） ただし、負担限度額認定証の交付を受けている場合、認定証に記載されている額とする。 ② 滞在費 2,066円/日 ただし、負担限度額認定証の交付を受けている場合、認定証に記載されている額とする。	①施設利用に関する諸証明 1,000円/通 ②各種証明 1,000円/通 ③複写物の交付 10円/枚 ④持込電化製品電気料 30円/日 ⑤レクリエーション・クラブ活動（材料費等） 実費 ⑥行事参加費（外出時の昼食代等） 実費 ⑦その他必要と認めるもの 実費 ⑧研修室利用料 2,000円/日 ⑨地域交流スペース （9:00～12:00/12:00～17:30） 交流スペース 1回 700円/900円 暖房料（期間10月～4月） 1回 300円/500円 放送設備一式 1回 500円/500円 給湯室 1回 500円/500円